

○静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例

平成18年7月21日

条例第42号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例

静岡県立青年の家等設置条例(昭和36年静岡県条例第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県立青年の家、静岡県立青少年の家、静岡県立野外活動センター及び静岡県立少年自然の家(以下「青年の家等」という。)の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 団体宿泊訓練又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて青少年の健全な育成その他の社会教育の振興に寄与することを目的として、青年の家等を設置する。

(名称及び位置)

第3条 青年の家等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡県立三ヶ日青年の家	浜松市
静岡県立焼津青少年の家	焼津市
静岡県立朝霧野外活動センター	富士宮市
静岡県立観音山少年自然の家	浜松市

(職員)

第4条 青年の家等(静岡県立三ヶ日青年の家及び静岡県立朝霧野外活動センターを除く。)に事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

(事業)

第5条 青年の家等は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青年の家等を県民の使用に供すること。
- (2) 青少年の団体宿泊訓練の指導及び助言を行うこと。
- (3) 青少年の野外活動その他の自然に親しむ活動の指導及び助言を行うこと。
- (4) 青少年団体の指導者を育成し、及び指導すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休所日)

第6条 青年の家等の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月5日までの日

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
(休所日)	(使用時間等)
第6条 青年の家等の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、 <u>臨時に開所し、又は休所することができる。</u>	第6条 青年の家等の使用時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、 <u>使用時間又は休所日を変更することができる。</u>
(1) <u>月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)</u>	
(2) <u>12月28日から翌年の1月5日までの日</u>	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(使用の承認)

第7条 青年の家等を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、青年の家等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 青年の家等の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他その使用を不適當と認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第7条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
(使用料の納付) 第11条 使用者は、 <u>別表第1</u> に定める額の使用料を納付しなければならない。	(使用料の納付) 第11条 使用者は、 <u>別表第2</u> に定める額の使用料を納付しなければならない。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(使用料の減免)

第12条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。第10条の規定により使用の承認の取消し又は使用の制限を受けたときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に青年の家等のうち別表第2左欄に掲げるもの(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の指定管理者管理施設の管理に関する業務の範囲は、別表第2左欄に掲げる青年の家等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、

第6条ただし書の規定による臨時の開所又は休所の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に青年の家等のうち別表第2左欄に掲げるもの(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理に関する業務を行わせるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に青年の家等のうち別表第3左欄に掲げるもの(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理に関する業務を行わせるものとする。</p>
<p>2 前項の指定管理者管理施設の管理に関する業務の範囲は、別表第2左欄に掲げる青年の家等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、第6条ただし書の規定による臨時の開所又は休所の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の指定管理者管理施設の管理に関する業務の範囲は、別表第3左欄に掲げる青年の家等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、第6条ただし書の規定による使用時間又は休所日の変更の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(指定管理者の指定の申請)

第15条 前条第1項の規定による指定は、指定管理者管理施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第16条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切に指定管理者管理施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、指定管理者管理施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第17条 教育委員会は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

第18条 指定管理者が第14条第2項の規定により行う第7条第1項の承認を受けた者は、当該指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を、別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、その納付を受けた指定管理者の収入とする。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
(利用料金の納付) 第18条 (略) 2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を、 <u>別表第3</u> に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。	(利用料金の納付) 第18条 (略) 2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を、 <u>別表第4</u> に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を減免することができる。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

(指定管理者の事業報告)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡県立青年の家等使用料条例の廃止)

2 静岡県立青年の家等使用料条例(昭和36年静岡県条例第15号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第14条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。

4 前項の規定に基づいて行う第14条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、別表第3に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

5 この条例の施行前に静岡県立青年の家等の組織及び運営に関する規則(昭和44年静岡県教育委員会規則第7号。以下「組織等規則」という。)の規定により静岡県立三ヶ日青年の家、静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家の所長(次項において「所長」という。)がした許可その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて、教育委員会がした承認その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際組織等規則の規定により所長に対してされている申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて、教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

7 この条例の施行前に組織等規則の規定により静岡県立朝霧野外活動センターの所長(以下「センター所長」という。)がした許可その他の行為(別表第2右欄に掲げる業務に係るものに限る。)は、この条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

8 この条例の施行前に組織等規則の規定によりセンター所長がした許可その他の行為(別表第2右欄に掲げる業務に係るものを除く。)は、この条例の相当規定に基づいて、教育委員会がした承認その他の行為とみなす。

9 この条例の施行の際組織等規則によりセンター所長に対してされている申請その他の行為(別表第2右欄に掲げる業務に係るものに限る。)は、この条例の相当規定に基づいて、

指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 10 この条例の施行の際組織等規則によりセンター所長に対してされている申請その他の行為(別表第2右欄に掲げる業務に係るものを除く。)は、この条例の相当規定に基づいて、教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

(利用料金の事前承認)

- 11 教育委員会は、新たに第16条の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が別表第2右欄に掲げる業務を開始する前においても、第18条第2項の規定による承認を行うことができる。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
附 則 (利用料金の事前承認) 11 教育委員会は、新たに第16条の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が別表第2右欄に掲げる業務を開始する前においても、第18条第2項の規定による承認を行うことができる。	附 則 (利用料金の事前承認) 11 教育委員会は、新たに第16条の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が別表第3右欄に掲げる業務を開始する前においても、第18条第2項の規定による承認を行うことができる。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(教育委員会による管理)

- 12 第16条の規定による指定(静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例(平成21年静岡県条例第42号)附則第2項の規定に基づいて行う同条の規定による指定を含む。)を行うことのできなかつた場合における指定管理者管理施設の管理に関する業務(別表第2右欄に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。)は、同条の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が指定管理者管理施設の管理に関する業務を行うまでの間、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行	
改正前	改正後
(教育委員会による管理) 12 第16条の規定による指定(静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例(平成21年静岡県条例第42号)附則第2項の規定に基づいて行う同条の規定による指定を含む。)を行うことのできなかつた場合における指定管理者管理施設	(教育委員会による管理) 12 第16条の規定による指定(静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例(平成21年静岡県条例第42号)附則第2項の規定に基づいて行う同条の規定による指定を含む。)を行うことのできなかつた場合における指定管理者管理施設

<p>の管理に関する業務(別表第2右欄に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。)は、同条の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が指定管理者管理施設の管理に関する業務を行うまでの間、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。</p>	<p>の管理に関する業務(別表第3右欄に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。)は、同条の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が指定管理者管理施設の管理に関する業務を行うまでの間、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

13 前項の場合において、第18条から第20条まで及び附則第7項から第10項までの規定は適用しない。

14 附則第12項の場合における第4条、第11条、附則第5項及び別表第3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	青年の家等(静岡県立三ヶ日青年の家及び静岡県立朝霧野外活動センターを除く。)	青年の家等(指定管理者が管理を行うものを除く。)
第11条	別表第1	別表第1及び別表第3
附則第5項	及び静岡県立観音山少年自然の家	、静岡県立朝霧野外活動センター及び静岡県立観音山少年自然の家
別表第3	(第18条	(第11条、第18条
	利用料金	使用料又は利用料金

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行					
改正前			改正後		
<p>14 附則第12項の場合における第4条、第11条、附則第5項及び別表第3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>14 附則第12項の場合における第4条、第11条、附則第5項及び別表第4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
	(略)			(略)	
第11条	別表第1	別表第1 及び別表 第3	第11条	別表第2	別表第2 及び別表 第4
	(略)			(略)	
別表第3	(略)		別表第4	(略)	



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則(平成21年8月18日条例第42号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)別表第2左欄に掲げる青年の家等(静岡県立三ヶ日青年の家に限る。附則第4項及び第5項において同じ。)に係る新条例第16条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第16条の規定による指定に係る指定管理者についての新条例第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第3に定める額の範囲内で行うことができる。

##### (経過措置)

- 4 この条例の施行前に改正前の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により教育委員会がした承認その他の行為(新条例別表第2左欄に掲げる青年の家等についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際旧条例により教育委員会に対してされている申請その他の行為(新条例別表第2左欄に掲げる青年の家等についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 6 附則第2項の規定に基づいて行う新条例第16条の規定による指定を行うことができなかつた場合において、附則第4項及び第5項の規定は適用しない。

#### 附 則(平成26年3月28日条例第47号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第3に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例第7条第1項の規定により承認した静岡県立焼津青少年の家及び静岡

県立観音山少年自然の家の使用に係る使用料の額は、新条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日条例第44号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第3に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例第7条第1項の規定により承認した静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家の使用に係る使用料の額は、新条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日条例第17号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第4に定める額の範囲内で行うことができる。

別表第1(第11条関係)

(一部改正〔平成21年条例42号・26年47号・31年44号〕)

区分	使用料	
	静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家	
勤労青少年	1人1泊につき	460円
学生・生徒	1人1泊につき	460円
生徒・児童・幼児	1人1泊につき	150円
指導者・引率者	1人1泊につき	460円
その他の者	1人1泊につき	780円

備考

- 1 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。
- 2 学生・生徒とは、大学及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 生徒・児童・幼児とは、中学校、小学校及び幼稚園の在学者又は在園者並びにこれらに準ずる者をいう。

4 指導者・引率者とは、勤労青少年、学生・生徒及び生徒・児童・幼児の指導又は引率をする者をいう。

5 青年の家等を日帰りで利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の半額とする。

別表第2(第14条、附則第7項、附則第8項、附則第9項、附則第10項、附則第11項、附則第12項関係)

(一部改正〔平成21年条例42号〕)

青年の家等の名称	業務の範囲
静岡県立三ヶ日青年の家 静岡県立朝霧野外活動センター	(1) 第5条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの ア 第6条ただし書の規定による臨時の開所又は休所の決定 イ 第7条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与 ウ 第8条の規定による使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。) エ 第10条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第8条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。) (2) 第5条第2号から第5号までに掲げる事業に関する業務 (3) 当該青年の家等の維持管理に関する業務 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該青年の家等の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第3(第18条、附則第4項、附則第14項関係)

(一部改正〔平成21年条例42号・26年47号・31年44号〕)

区分	利用料金				
		静岡県立三ヶ日青年の家		静岡県立朝霧野外活動センター	
本館等	勤労青少年	1人1泊につき	830円	1人1泊につき	830円
	学生・生徒	1人1泊につき	830円	1人1泊につき	830円
	生徒・児童・幼児	1人1泊につき	200円	1人1泊につき	200円
	指導者・引率者	1人1泊につき	830円	1人1泊につき	830円

	その他の者	1人1泊につき	1,460円	1人1泊につき	1,460円
キャンプサイト	生徒・児童・幼児	\	\	1人1泊につき	100円
	その他の者	\	\	1人1泊につき	250円

備考

- 1 本館等とは、キャンプサイト以外の施設をいう。
- 2 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。
- 3 学生・生徒とは、大学及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 生徒・児童・幼児とは、中学校、小学校及び幼稚園の在学者又は在園者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 5 指導者・引率者とは、勤労青少年、学生・生徒及び生徒・児童・幼児の指導又は引率をする者をいう。
- 6 青年の家等を日帰りで利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の半額とする。

注 令和3年3月26日条例第17号により、令和4年4月1日から施行

別表第3を削る。

別表第2中「臨時の開所又は休所」を「使用時間又は休所日の変更」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「460円」を「650円」に、「150円」を「220円」に、「780円」を「1,100円」に改め、「青年の家等を」を削り、「の半額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第6条関係)

青年の家等の名称		使用時間		休所日
静岡県立焼津青少年の家 静岡県立観音山少年自然の家 静岡県立三ヶ日青年の家	宿泊の場合	9時から翌日の16時まで	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2) 12月28日から翌年の1月5日までの日	
	宿泊以外の場合	9時から16時まで		
静岡県立朝霧野外活動センター	本館等 キャンプ サイト	宿泊の場合	9時から翌日の16時まで	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日

			宿泊以外 の場合	9時から 16時まで	に当たるときは、そ の日後においてその 日に最も近い同法に 規定する休日でない 日) (2) 12月28日から翌 年の1月5日までの日
		スケート リンク	宿泊を伴 う場合	9時から 20時15分 まで	(1) 月曜日(その日が 国民の祝日に関する 法律に規定する休日 に当たるときは、そ の日後においてその 日に最も近い同法に 規定する休日でない 日) (2) 4月1日から10月 31日まで及び12月 28日から翌年の1月 5日までの日
			宿泊を伴 わない場 合	9時から 16時まで	

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第18条、附則第14項関係)

区分		利用料金			
		静岡県立三ヶ日青年の 家		静岡県立朝霧野外活動 センター	
本館等	勤労青少年	1人1泊に つき	1,200円	1人1泊に つき	1,200円
	学生・生徒	1人1泊に つき	1,200円	1人1泊に つき	1,200円
	生徒・児童・幼児	1人1泊に つき	300円	1人1泊に つき	300円
	指導者・引率者	1人1泊に つき	1,200円	1人1泊に つき	1,200円
	その他の者	1人1泊に つき	2,150円	1人1泊に つき	2,150円
キャンプ サイト	生徒・児童・幼児	＼	＼	1人1泊に つき	150円

		その他の者	\	\	1人1泊につき	350円
スケートリンク		勤労青少年	\	\	1人1日につき	400円
		学生・生徒	\	\	1人1日につき	400円
		生徒・児童・幼児	\	\	1人1日につき	100円
		指導者・引率者	\	\	1人1日につき	400円
		その他の者	\	\	1人1日につき	700円

備考

- 1 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。
- 2 学生・生徒とは、大学及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 生徒・児童・幼児とは、中学校、小学校及び幼稚園の在学者又は在園者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 指導者・引率者とは、勤労青少年、学生・生徒及び生徒・児童・幼児の指導又は引率をする者をいう。
- 5 本館等又はキャンプサイトを日帰りで利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 スケートリンクを日帰りで利用する場合の利用料金の額は、スケートリンクの項に定める利用料金の額に、本館等の項に定める利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。